

【動物用医薬品配置販売業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



必要書類

必 要 書 類	注 意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品配置販売業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○ 兼営事業の種類は、「医薬品卸売販売業」等、薬事関連業務を記載し、兼業がない場合は「無し」と記載
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証又は動物用医薬品販売従事登録証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原本を持参してください ○ 区域管理者及び薬事に関する実務に従事する資格者全員
<input type="checkbox"/> 雇用証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の有資格者全員分
<input type="checkbox"/> 区域管理者の実務又は業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定医薬品以外の医薬品のみを配置する場合に、登録販売者を区域管理者とする場合に必要となります (実務・業務従事証明書の様式があります) ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が法人である場合には添付してください ○ 登記は発行日から6か月以内のもの
<input type="checkbox"/> 組織規定(図)又は業務分掌表等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人においては、業務を行う役員の範囲が明確になるようにしてください
<input type="checkbox"/> (指針・業務手順書)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 ○ 提出は必須ではありませんが、指針・業務手順書の有無を確認します (指針・業務手順書が整備されていない場合は許可できません)

手数料：29,200円(鹿児島県収入証紙)

※ 鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

※ 配置販売品目の基準は、「動物用医薬品取締規則 第108条」にあります。判断に際しては、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

